

「阿波あいネット」住民参加規約

「阿波あいネット」住民参加規約は、一般社団法人阿波あいネットと参加する住民のみなさんとの間の契約関係を定めるものです。当法人が運営する地域連携ネットワーク「阿波あいネット」に参加される住民のみなさんは、本規約の内容を承諾したものとみなされます。

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人阿波あいネットが設置する徳島県全域を網羅する健康・医療・介護に関する情報ネットワークの安全かつ円滑な利用を目的とし、一般社団法人阿波あいネットと参加同意者との間において必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義を、以下に定めます。

用語	説明
当法人	一般社団法人阿波あいネットを指します。
当ネット	当法人が運営する、健康・医療・介護に関する情報を徳島県全域で共有する地域連携ネットワーク組織である「阿波あいネット」を指します。
当システム	当法人が構築・運用・管理する医療等に関する情報連携システムを指します。
個人情報	個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する「個人情報」を指します。尚、死者の個人情報に関しては「個人情報」に準じた取扱いをします。
住民	徳島県内に居住する者、徳島県内で勤労等の活動をする者又は徳島県の医療機関を受信する者を指します。
参加	住民が、当ネットへの参加を申し込み、登録が完了した状態を指します。
参加同意	住民が、当ネットで健康・医療・介護に関する情報を共有することに同意した状態を指します。
参加同意者	当ネットで健康・医療・介護に関する情報を共有することに同意し、当ネットに参加する住民を指します。
参加同意書	当ネットが行う健康・医療・介護に関する情報の共有について、住民が明示的な同意の意思を示す文書を指します。
撤回	参加同意者が、当ネットへの参加同意を撤回し、受理された状態を指します。
同意撤回書	参加同意者が、当ネットが行う健康・医療・介護に関する情報の共有への同意を撤回し、情報の共有を中止する意思を示す文書を指します。
説明文書	当ネットが行う健康・医療・介護に関する情報の共有について、目的、対象者、方法、共有される情報の範囲・項目・保存期間、倫理的配慮、メリットとデメリット及び個人情報を取扱うにあたっての配慮、倫理的配慮などを説明した文書を指します。
施設	健康・医療・介護サービスを提供する医療施設、介護施設等を指します。
利用	当システムを用いることを指します。
利用施設	当法人の提供事業に参加賛同し、当システムを利用する施設を指します。当法人の正会員でもある。
協力施設	当ネットに参加し、当システムを一時的に利用しない施設を指します。
事務局	当法人の庶務を担う、当法人内に設けられた部署を指します。

参加受付窓口	当法人が設置した、住民から当ネットへの参加同意及び撤回を受け付ける窓口を指します。
問い合わせ窓口	当法人が設置した、住民や参加同意者から当ネットにおける個人情報の取扱いについての問い合わせ、相談及び苦情を受け付ける窓口を指します。
運用保守サービス事業者	当法人が提供事業を行うにあたって必要な業務を委託する事業者を指します。当システムの運用管理、当システムを構成する機器及びソフトウェアの保守、並びにクラウドサービスの提供を委託した事業者が該当します。

(当ネットへの参加)

第3条 住民が当ネットに参加し、健康・医療・介護に関する情報を当ネットで共有するには、本規約に基づき参加の手続きを行い、明示的な同意の意思表示が必要になります。当法人では、参加同意者について当ネットによる健康・医療・介護に関する情報を共有します。

第2章 参加同意

(参加同意の申込)

第4条 当ネットに参加するには、本規約と説明文書の内容をご理解いただき、当法人が定める参加同意書に署名することで当ネットへの参加に同意する必要があります。

2 参加同意書には署名のほか、必要事項を記入し、参加受付窓口か事務局まで提出してください。

3 当法人が参加同意書を受理したことをもって、本規約と説明文書の内容を理解、参加に同意したものととして扱います。

(参加同意申込の有効性)

第5条 参加同意書は、当法人が定める様式に参加同意する本人が署名したもののみを有効とし、それ以外の用紙や本人の署名がないものは認めません。ただし、以下に定める事由の場合には、代理人による署名を認めます。

(1) 本人が精神的、身体的理由により自署が困難な場合

(2) 本人の精神的、身体的理由等により意思確認が一時的、若しくは恒久的に困難な場合

(3) 本人が被後見人、被保佐人、被補助人である場合

2 代理人には、家族（内縁含む）、保護者、後見人・保佐人・補助人等、一般的に署名の代理に妥当性がある方を認めます。ただし、妥当性が無いと当法人が判断する場合は、代理人と認めないことがあります。

3 本人が18歳未満の場合、親権者や未成年後見人等、保護者による署名が必須となります。

4 参加同意者と代理者は、提出された参加同意書の内容に関して、以下に定める本人確認書類の提出を当法人から求められることがあり、これに応じなければなりません。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険、健康保険等の社会保険の被保険証

(申込み内容の訂正及び変更)

第6条 参加同意者と代理人は、参加同意書に記載した内容に誤りや変更があった場合、当法人へ口頭、若しくは書面で訂正や変更を申し出ることができます。

2 申込み内容の訂正及び変更があった場合、当法人は訂正や変更の内容を書面で確認し、これに応じます。また、参加同意者と代理人に訂正や変更が完了した旨を通知します。

(参加同意の撤回)

第7条 当ネットへの参加同意を撤回するには、当法人が定める同意撤回書に必要事項を記入の上、署名し、参加受付窓口か事務局まで提出する必要があります。

2 参加同意書に署名した本人か代理人が署名した同意撤回書のみを有効とします。

3 当法人における参加同意撤回にかかる事務手続きが完了した時点で、参加同意を撤回された方の健康・医療・介護に関する情報は、当システムから一切削除されます。

4 参加同意を撤回されても、当ネットで健康・医療・介護に関する情報を共有できないことを除き、参加

同意を撤回したことを理由に、健康・医療・介護等サービス上の不利益を被ることはありません。

5 当法人は、参加同意者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、当ネットから脱退させることができるものとします。

- (1) 参加同意者が当ネットの運営に関わる法律に違反したとき
- (2) 参加同意者が当法人や利用施設で定める諸規程、又は本規約に重大な違反をしたとき
- (3) その他、当法人が当ネットから脱退させることが合理的に妥当であると認めたとき

(参加の期間)

第8条 当法人において参加同意書が受理されてから、同意撤回書が受理されない限り継続されます。

(個人情報の取扱い)

第9条 当法人が当ネットの運営にあたって取得した個人情報については、別途定める「個人情報取扱規約」を遵守して取り扱うものとします。

(自己情報の開示請求)

第10条 参加同意者は、当ネットで取り扱う自身の個人情報の開示、訂正および利用停止などを求めることができます。開示等の請求を希望される場合、相談窓口にて問合せの上、窓口の指示に従って手続きをお願いいたします。

2 参加同意者から開示等の請求があった場合、請求される方が本人であることを確認するための書類の提示や提出をお願いする場合があります。

3 利用施設から当ネットに提供される個人情報のうち、医療・介護情報については、診断・処方・検査等を行った施設へ直接開示請求を行ってください。

第3章 雑則

(本規約の変更)

第11条 当法人は、必要があると認めるときは、参加同意者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 当法人は、規約変更後に変更内容を以下の各号の方法のうち、何れか一つ以上の方法で通知します。参加同意者は参加同意を継続される限り、変更後の規約に同意されたものとみなします。

- (1) 「阿波あいネット」ホームページでの掲示
- (2) 利用施設での文書掲示
- (3) 文書の配布、郵送等

(問い合わせ窓口)

第12条 住民や参加同意者からの問い合わせ及び苦情等の相談を受け付ける窓口を設置します。窓口の住所及び電話番号については本条第2項又は説明文書に記載します。

(管轄裁判所)

第13条 当ネットへの参加同意に関して参加同意者と当法人の間に生ずるすべての紛争については、当法人の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則 (平成30年8月17日制定)

本規約は、平成30年8月17日から適用する。

附 則 (令和2年11月2日改正)

本規則は、令和2年11月2日から施行する。